

知って得

国民健康保険

交通事故や飼い犬にかまれ 病院にかかったときは

1. 必ず被害届けを！

交通事故などで傷害を受けた場合でも、国民健康保険や後期高齢者医療を使用し
て治療を受けることができますが、その際には、必ず保険課国保年金係へ届け出を
してください。

【届け出に必要なもの】(1)国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証
(2)印鑑 (3)交通事故証明書(後日でも可)

2. 治療費は誰が負担するの？

被害者の医療費負担は一時的に国保等が立て替えますが、後日国保等が、加害者
に過失割合に応じて立て替え分を請求します。

3. 示談は慎重に！

示談の内容によっては、国保等から加害者に医療費の請求ができなくなるおそれ
があります。



問い合わせ先 役場保険課国保年金係 ☎ 286-3111 内線 122・123

国民年金

こんなとき必ず届出を

20 歳になったとき (厚生年金・共済組合の加入者は除く)	第 1 号被保険者になる人は役場保険課国保年金係へ 第 3 号被保険者になる人は配偶者の勤務先へ
会社に勤めたとき (厚生年金に加入するとき)	勤務先に年金手帳を提出します
会社を辞めたとき (扶養している配偶者と一緒に届出を)	役場保険課国保年金係へ (年金手帳・印鑑・退職日の わかるもの【退職証明書・離職票など】)
配偶者 (第 2 号被保険者) の扶養になったとき (結婚・収入の減少など)	配偶者の勤務先へ年金手帳を提出します
配偶者 (第 2 号被保険者) の扶養から外れたとき (離婚・収入の増加など)	役場保険課国保年金係へ (年金手帳・印鑑・扶養から外れた日の分かるもの)
住所や氏名が変わったとき	第 1 号被保険者になる人は役場保険課国保年金係へ 第 2 号被保険者・第 3 号被保険者は勤務先へ
年金手帳を紛失したとき	役場保険課国保年金係へ (印鑑) お急ぎの場合は熊本東社会保険事務所へ (印鑑・身分 証明書)

第 1 号被保険者…自営業・無職・学生など

第 2 号被保険者…会社員・公務員など

第 3 号被保険者…第 2 号被保険者に扶養されている配偶者

問い合わせ先 熊本東社会保険事務所 ☎ 3 6 7 - 8 1 4 4
役場保険課国保年金係 ☎ 2 8 6 - 3 1 1 1 内線 122・123